



本明川（諫早市）

市街中心部を流れる本明川は、長崎県内唯一の一級河川です。多良山系南斜面から諫早湾（有明海）に注ぐ川の下流にあたる不知火橋周辺は、豊かな自然に恵まれ、10月後半には色鮮やかなコスモスが川沿いに一斉に咲き誇ります。

Contents

- | | | | |
|----------------------------|---|--------------------------------|----|
| ● 年頭のごあいさつ | 2 | ● 退職後に受けられる短期給付等について | 6 |
| ● 組合会議員の選挙の結果 | 3 | ● 貯金事業のお知らせ、退職を予定されている方へ | 8 |
| ● 理事及び理事長の選挙等が開催される | 3 | ● 貸付事業のお知らせ | 9 |
| ● 今年度の健康チェックはお済みですか？ | 4 | ● 年金に関する心配事について | 10 |
| ● 健康管理者研修会を実施しました | 4 | ● 共済会館駐車場の利用について | 12 |
| ● 医療費通知書について | 5 | | |





年頭のごあいさつ

理事長 白 川 博 一
(吉岐市長)

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当組合に格別なるご協力を賜りお礼申し上げます。

私は、昨年11月に開催された理事及び理事長の役員選挙におきまして、理事長にご推挙いただき、引き続きその重責を担うこととなりました。共済組合を取り巻く諸情勢は誠に厳しいものがありますが、皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、組合の発展のために最善を尽くして参る所存でございます。

我が国における新型コロナウイルス感染症の最初の感染確認から既に3年が経過し、本年度で4年目を迎えます。国民の生活に多大な影響を及ぼしましたが、1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と皆様のご健康をお祈り申し上げます。

さて、公的年金制度につきましては、令和元年財政検証結果を踏まえた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、昨年4月から「在職中の年金受給の在り方の見直し」や「受給開始時期の選択肢の拡大」が行われました。

また、10月には短時間労働者・非常勤職員に対する被用者保険の適用拡大により、市町等に勤務する短時間勤務の皆様が組合員となり短期給付、福祉事業が適用されました。

医療保険制度については、令和3年6月に成立しました「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、給付は高齢者中心、負担

は現役世代中心という従来の社会保障構造の見直しを実施するとともに、子ども・子育て支援の拡充、予防・健康づくりの強化等を通じて、全世代で広く安心を支えていく社会保障制度の構築が重要とされています。

見直しの一つとして、令和4年10月には、75歳以上の一定以上所得者の窓口負担を1割から2割に変更する改正が実施されました。

また、医療機関を受診する際には、マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」が開始されており、当組合も医療保険者として正確な加入者情報の管理を行っていく所存です。

このように国の社会保障制度の様々な見直しが進められておりますが、情勢を迅速に把握し、構成団体と連携を密にしながら、共済組合として正確に対応して参ります。

また、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各種事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めて参ります。

令和5年度からは定年退職の年齢が段階的に引き上げられるなど、今後も公務員制度及び社会保険制度の改正等に注視し、将来にわたり共済組合の健全な運営と発展のため最善の努力を尽くしてまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

組合会議員の選挙の結果

昨年 11 月に行われた共済組合組合会議員の選挙により、各地区の組合会議員が次のとおり選出されました。今後 2 年間にわたり、共済組合の議決機関である組合会の議員として、組合運営にご尽力いただくことになりました。また、退任されました各議員の方々のご功績に対し、心から感謝申し上げます。

選挙区		市町村長側議員		選挙区		職員側議員	
		所属所名	氏名			所属所名	氏名
第 1 区	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市	島原市	古川 隆三郎	第 1 区	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡の区域内的の町、一部事務組合	諫早市	松竹 由樹
		諫早市	大久保 潔重			南島原市	小 淵 忍
第 2 区	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	平戸市	黒田 成彦	第 2 区	長崎市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、西彼杵郡の区域内的の町、新上五島町、一部事務組合等	川棚町	畑 中 浩輔
		壱岐市	白川 博一			長崎市	山崎 誠人
第 2 区	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	西海市	杉澤 泰彦	第 3 区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内的の町、一部事務組合等	対馬市	中庭 俊樹
		南島原市	松本 政博			元五島市	宮 本 洋司
第 2 区	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	長与町	吉田 慎一	第 3 区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内的の町、一部事務組合等	長与町	山 本 公 司
		時津町	吉田 義徳			佐世保市	森 正二郎
第 2 区	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	東彼杵町	岡田 伊一郎	第 3 区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内的の町、一部事務組合等	平戸市	西宮 伸文
		小値賀町	西村 久之			元松浦市	村 田 元輝

理事及び理事長の選挙等が開催される 理事長に白川壱岐市長が当選しました

任期満了に伴う理事及び理事長の選挙等が、昨年 11 月 24 日に開催されました。

新役員

市町村長側

理事長 白川 博一
理 事 西村 久之
(理事長職務代理者)
理 事 古川 隆三郎

職員側

理 事 宮 本 洋
理 事 小 淵 忍
理 事 森 正二郎

短期給付対策委員会

市町村長側

会 長 西村 久之
黒田 成彦
杉澤 泰彦
吉田 義徳
古川 隆三郎
吉田 慎一
岡田 伊一郎

職員側

小 淵 忍
中庭 俊樹
西宮 伸文
森 正二郎
宮 本 洋
山 本 公 司
松竹 由樹

今年度の健康チェックはお済みですか？

共済組合では、生活習慣病の予防や、病気の早期発見・早期治療を目的とし、下記の保健事業を実施しています。保健事業を活用して生活習慣の改善や自分の体を正しく知りましょう！

<人間ドック>

人間ドックの受診を申請された方で、まだ受診をしていない方は、お早めにご予約ください。受診助成券の有効期限は、**令和5年3月31日**です。

※今年度の人間ドック助成の募集は、終了しています。

<特定健康診査>

被扶養者の方を対象に、既に案内と受診券を5月20日に自宅へ送付しております。

健診費用については、共済組合が全額負担しますので積極的に活用ください。

また、勤め先等で健診を受けられた方は、健診結果の写しを共済組合へ提出することで、特定健康診査を受診したことになります。

※受診券の紛失により再発行を希望される方は共済組合保健課までご連絡ください。

健康管理者研修会を実施しました

令和4年12月1日、長崎県市町村職員共済会館にて健康管理者研修会を開催しました。

「めんどくさくない高血圧、糖尿病の健康づくり」を研修テーマとして、活水女子大学看護学部の永田 耕司教授によるご講演及びグループワークがあり、職員の健康管理業務に携わっている方々にご参加いただきました。

グループワークでは、それぞれの職場における健康づくりの取り組み状況や課題、今後の取り組みについて等、積極的な意見交換が行われました。

来年度も開催を予定していますので、皆様のご参加をお待ちしております。



<受講者からの感想>

- ・職員間で共有し、保健指導時に活かしていきたい。
- ・減塩はある程度の認識があるが、減糖の必要性を庁内で周知していきたい。
- ・勤務時間内禁煙を提案してみたい。

等

医療費通知書について

医療費通知書は、対象期間中の受診状況等を該当者へ通知することにより、健康意識の啓発、適正受診の意識向上を目的とし、発行時に資格を有する組合員を対象に配付しています。

- ① **年3回に分けて発行**します。
発行時期：7月（1月～4月受診分）、11月（5月～8月受診分）、3月（9月～12月受診分）
- ② **再発行できません**ので、大切に保管してください。

＜医療費通知書の見方＞

医療費 通知書

(住所)

(氏名)

(所属所名)

(コメント)

令和 4 年〇月〇日 作成

① 令和 4 年〇月～令和 4 年〇月 分
(共済組合処理年月)
診療年月は下段の表に掲載しています。

受診者氏名 医療機関名	② 診療 年月	③ 日 数	④ 診療区分・給付種別	⑤ 医療費総額	⑥ 法定給付額	⑦ 公費負担額	⑧ 窓口負担額	⑨ 家族療養費 附加金 等	⑩ 高額療養費	⑪ 支給額	⑫ 確定申告用 自己負担額
合			計								

長崎県市町村職員共済組合

- ① 医療機関等から共済組合が請求を受けた月
(例) 11 月送付分 (5 月～8 月受診分)
→医療費通知には「7 月～10 月分」と記載されます。
- ② 受診した日数
- ③ 入院、外来、歯科等の診療区分
※柔道整復は、整骨院や鍼灸院受診分
- ④ 実際にかった医療費の総額
- ⑤ ④の医療費総額のうち、共済組合が負担した額 (7 割又は 8 割分)
- ⑥ ④の医療費総額のうち、受診者が医療機関等の窓口で支払った自己負担額
- ⑦ ⑥の自己負担額から基礎控除額 (※ 1) を控除した額
※合算高額療養費の支給対象の場合は、算定方法が異なります。
- ⑧ ⑥の自己負担額から、自己負担限度額 (※ 2) を控除した額
- ⑨ 確定申告における医療費控除の対象となる自己負担額

姓		料金後納 郵便	
親 展			
（ 目 的 ） 医療費通知書は健康意識の啓発、適正受診の意識向上を目的として発行しています。 （ 留 意 点 ） 1 年3回に分けて発行します 2 再発行できませんので大切に保管してください			
この医療費通知書は、あなたとご家族の医療費について医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）に基づき作成しています。 内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたら共済組合保健課までお問い合わせください。		長野県市町村職員共済組合 〒850-0032 長野市神楽町6番3号 TEL (096)827-3139（保健課直通） URL http://www.nagasaki-kyosai.jp/ ホームページにも各種保健事業を掲載しています。	

医療費通知書

- ※ 1 基礎控除額
一般区分 25,000 円（標準報酬月額 530,000 円未満の方）
上位区分 50,000 円（標準報酬月額 530,000 円以上の方）
※ 2 組合員の標準報酬月額及び高額療養費の受給回数等により異なります。

お問い合わせ先

保健課

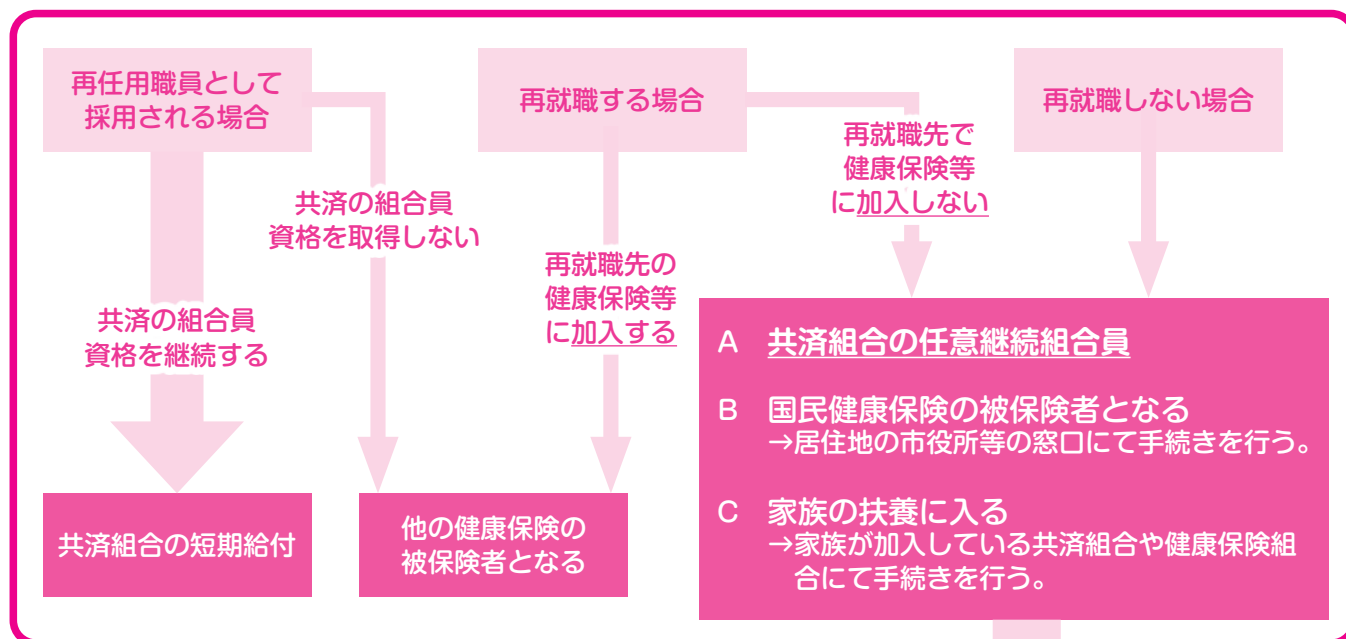
TEL 095-827-3139

退職後に受けられる短期給付等について

退職後の健康保険については、共済組合の任意継続組合員になる方、新たな健康保険へ加入される方とそれぞれ状況は異なると思いますが、退職後に受けられる短期給付及び保健事業等についてご案内いたします。

1 退職後の医療保険制度

退職後は再就職した場合や家族の被扶養者となることにより適用される医療保険制度が異なります。



A（任意継続組合員）の場合に受けられる短期給付

任意継続組合員は、共済組合から短期給付を受けることができます。ただし、以下については支給対象外となります。

（支給対象外となる給付）

育児休業手当金／介護休業手当金／休業手当金／出産手当金（退職時に支給を受けていない場合）
傷病手当金（任意継続組合員となってからの疾病、負傷等によるもの）

B、Cの場合に受けられる短期給付

- 出 産 費 …… 退職日の前日まで引き続き 1 年以上組合員であった者が、退職後 6 月以内に出産した場合に支給されます。
- 埋 葬 料 …… 組合員であった者が退職後 3 月以内に死亡したときは、埋葬を行った者に対して支給されます。
- 傷病手当金 …… 退職の日まで引き続き 1 年以上組合員であった者が、退職のときに傷病手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。
※老齢厚生年金、老齢基礎年金及び同一の傷病による障害厚生年金又は障害基礎年金（以下「老齢厚生年金等」といいます。）の支給を受ける場合は、傷病手当金は支給されません。
ただし、老齢厚生年金等の額が傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給されます。
- 出産手当金 …… 退職日の前日まで引き続き 1 年以上組合員であった者が、退職した際に出産手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。

2 共済組合の任意継続組合員制度

1. 加入資格

退職日の前日まで、引き続き1年以上共済組合の組合員であった方

※令和4年10月1日に協会けんぽから移行の短期組合員の方は、10月1日に引き続き協会けんぽの期間と合算して1年以上の期間がある場合は要件を満たします。

2. 加入できる期間

退職後2年間（途中で資格喪失することができます。）

3. 加入手続

①退職した所属所へ「任意継続組合員資格取得申出書」を提出

②共済組合から通知文書、任意継続組合員証等、払込通知書を自宅へ簡易書留にて送付

③任意継続掛金を払込通知書にて納付

任意継続掛金の納付までを退職した日から20日以内に行う必要があります。

<※注意>

納付期限までに掛金の納付がないため、任意継続組合員の資格を取り消す事例が発生しています。
早めの納付をお願いします。

○令和5年3月31日退職者の納付期限は令和5年4月19日（水）です。

4. 掛金

掛金は、「掛金の基礎となる額」のうち(1)の①又は②に掲げる額のいずれか少ない額に(2)の①短期任意継続掛金率を乗じて得た額と40歳以上65歳未満の方の場合は②介護任意継続掛金率を乗じて得た額の合計額です。

(1)掛金の基礎となる額

①退職時の掛金の標準となった標準報酬月額

②令和4年9月30日現在における在職組合員の平均標準報酬月額（令和4年度は380,000円）を報酬月額とみなして算出した標準報酬月額

(2)掛金率

①短期任意継続掛金率 101.265 / 1,000

②介護任意継続掛金率 17.10 / 1,000

※令和5年度任意継続掛金率は未定のため、令和4年度の掛金率を記載

参考：令和4年度任意継続掛金（1か月分）

短期任意継続掛金	$380,000 \text{ 円} \times 101.265 / 1,000 = 38,480 \text{ 円}$	} 合計 44,978 円
介護任意継続掛金	$380,000 \text{ 円} \times 17.10 / 1,000 = 6,498 \text{ 円}$	

※半年分又は1年分を一括して納入いただきますと、割引が適用されます。

5. その他

特定健康診査

特定健康診査の対象者（40歳以上75歳未満者）となる方には、「特定健康診査受診券（セット券）」と実施医療機関等詳細についてのお知らせを例年5月下旬頃に自宅へ送付しています。

なお、特定健康診査に係る基本的な健診費用は全額共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

特定保健指導

特定健康診査の結果により、糖尿病や心臓病、脳卒中などの生活習慣病リスクのある方へ、生活習慣改善ができるように専門家が支援するものです。共済組合が全額負担しますので積極的に活用ください。

受けられる短期給付、特定健康診査及び特定保健指導について

保健課 TEL 095-827-3139

加入手続き及び掛金について

総務課 TEL 095-827-3137

貯金事業のお知らせ

■払戻・解約請求書の提出締切り及び送金スケジュール

送金年月	払 戻		解 約	
	締 切 日	送 金 日	締 切 日	送 金 日
令和5年1月送金	12月28日	1月13日	12月28日	1月13日
	1月13日	1月31日	1月13日	1月31日
令和5年2月送金	1月31日	2月15日	2月 3日	2月15日
	2月15日	2月28日	2月15日	2月28日
令和5年3月送金	2月28日	3月15日	3月 3日	3月15日
	3月15日	3月24日	3月15日	3月24日
令和5年4月送金	3月31日	4月14日	4月 3日	4月14日
	4月14日	4月28日	4月14日	4月28日

〔注意事項〕

- ・貯金加入後1年間は払戻しできません。
- ・払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。
- ・締切日は共済組合必着です。勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

退職を予定されている方へ

■共済貯金に加入している場合

3月31日退職に伴う解約は、3月24日（金）に送金しますので、**3月15日（水）までに**「積立貯金解約請求書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じ共済組合へご提出ください。

なお、再任用職員として組合員の資格を継続される方は、引き続き貯金事業をご利用できます。

■共済貸付の未償還金がある場合

次の①又は②のいずれかにてご返済いただきます。

①退職手当から未償還金を控除することにより返済 → 手続き不要です。

②在職中に繰上償還することにより返済

→ **2月28日（火）までに**「繰上償還申出書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じ共済組合へご提出ください。

貸付事業のお知らせ

■入学・修学貸付のご案内

これから進学や進級の時期を迎えます。そこで、入学金や授業料等を対象とした「入学貸付」及び「修学貸付」についてご案内します。

貸付種類	入学貸付	修学貸付
対象経費	入学金（授業料を含む。）や家賃など、入学当年度中に必要な費用	授業料や家賃など、修業年限内の修学に必要な費用
対象学校	学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 ※貸付対象の国内の学校に相当する外国の学校も含まれます。	
貸付限度額	給料月額×6か月分 (最高限度額 200 万円)	修業年限に相当する月数 1 か月につき 15 万円 (1 年ごとに最高 180 万円) (例) 4 月の限度額 180 万円 (15 万円×12 か月) 5 月の限度額 165 万円 (15 万円×11 か月) 6 月の限度額 150 万円 (15 万円×10 か月)
償還方法	貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還 (償還回数: 貸付金額に応じて 25 回から 120 回)	修学期間中は利息のみ償還し、修業年限が終了した月の翌月から元利均等償還 ただし、申し出により、貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還も選択可能 (償還回数: 貸付金額に応じて 36 回から 150 回)
貸付利率	年利 1.26% (令和 5 年 1 月 1 日現在、変動金利のため年 1 回見直し)	
申込書類	・特別貸付申込書（様式第 1 号の 3） ・借入状況等申告書（別紙様式第 1 号） ・経費の内訳書（別紙様式第 3 号） ・印鑑登録証明書	当組合のホームページからダウンロードできます。 http://www.nagasaki-kyosai.jp/
	・合格通知書（写）又は入学許可書 ・入学案内書（写）（入学金又は授業料等が確認できるもの） ・賃借契約書（写）（家賃等の借入れを行う場合に提出）	・入学許可書又は在学証明書 ・入学案内書（写）（授業料等が確認できるもの） ・賃借契約書（写）（家賃等の借入れを行う場合に提出） ・修学貸付の償還に係る申出について ※当組合のホームページからダウンロードできます。
申込締切日及び送金日	・貸付交付希望月の前月末日までに共済組合へ必着 ・貸付交付希望月の末日に送金（12 月のみ 25 日送金） (例) 令和 5 年 1 月 31 日（火）までに提出 → 令和 5 年 2 月 28 日（火）に送金	
申込方法	勤務先の共済組合事務担当課へ申込書類を提出	
その他	状況に応じ、追加書類を提出	

年金に関する心配事について

今年度の「共済ながさき」では、組合員の皆様から共済組合へよくご質問いただく年金に対する心配事や疑問点について年間を通してお伝えします。

今回のテーマは、「老後の生活費と個人型確定拠出年金について」です。



- ・老後は年金だけでは生活できないと聞くけど、どのくらい足りないのだろう？
- ・足りない分を補うには、どうすればいいんだろう？

1. 年金受給見込み額

共済 太郎さんの場合

- ・昭和 36 年 4 月 2 日生まれ（65 歳から年金受給開始）
- ・昭和 62 年 4 月 1 日……A 市役所へ就職
- ・令和 4 年 3 月 31 日……A 市役所を退職
- ・公務員として勤務した期間 35 年（420 か月）
- ・配偶者は専業主婦（国民年金のみ加入）

	本 人	配偶者
老 齢 厚 生 年 金	1,247,259 円	—
退 職 共 済 年 金 （経過的職域）※ 1	220,004 円	—
老 齢 基 礎 年 金 ※ 2	777,800 円	777,800 円
計	2,245,063 円	777,800 円

⇒ 1 か月あたりの年金受給見込み額 251,905 円

注意：老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域）の受給見込み額については、標準報酬月額等により異なります。

※ 1 退職共済年金（経過的職域）とは、被用者年金が一元化されたとき（施行日：平成 27 年 10 月 1 日）までの期間に納入された掛金に基づく年金です。

※ 2 老齢基礎年金については 20 歳から 60 歳までの 40 年間、全期間の保険料を納付した場合の令和 4 年度の年金額を記載しています。

2. 1か月の支出平均額

老後を夫婦2人で暮らしていくうえで必要と考えられている支出の平均額は、月額 270,928 円※となっています。

※総務省統計局：「家計調査」（令和元年）

令和3年の家計調査での支出平均額は255,101円となっていますが、新型コロナウイルス感染症の流行により外出を控えるなど、支出が落ち込んだ状況での平均額であることから、令和元年の平均額を使用しています。

3. 年金収入と支出の比較

年金受給見込み額と支出平均額を比較すると、

年金受給見込み額	251,905 円
支出平均額	270,928 円
不足額	19,023 円

1か月あたり 19,023 円の不足が発生することとなります。

令和3年の厚生労働省の発表では、日本人の平均寿命は次のとおりです。

男性……81.47 歳 女性……87.57 歳

共済太郎さん夫婦の65歳から85歳までの
20年間での不足合計額は……

4,565,520 円となります。

ポイント

年金が支給されない期間の生活費や、年金支給開始後に公的年金で賄えない不足分を補っていくために、定年前の貯蓄、定年後の再就職、個人型確定拠出年金（iDeCo）の活用など、ライフプランを立てて老後生活に備えておく必要があります。

4. 個人型確定拠出年金（iDeCo）について

老後の資産形成方法として、個人型確定拠出年金（iDeCo）を簡単に紹介します。

個人型確定拠出年金（iDeCo）とは、確定拠出年金法に基づき、国民年金基金連合会が実施主体となっている私的年金制度です。

ご自身で申し込み、掛金を拠出し、運用方法を選んで掛金を運用します。掛金とその運用益の合計額を給付として60歳以降に受け取ることができます。

受け取り方法は、年金か一時金を選択できます。

個人型確定拠出年金（iDeCo）には次のメリット及びデメリットがあります。

○メリット

- ・掛金全額が所得控除の対象になる。
- ・運用益は非課税となり再投資される。（通常、金融商品の運用益は課税される。）
- ・年金の場合は公的年金控除、一時金の場合は退職所得控除の対象になる。

○デメリット

- ・原則 60 歳まで引き出せない。
- ・運用する商品によっては元本割れのリスクがある。

メリット及びデメリットの詳細や、加入資格等については、商品を取り扱う各銀行等の金融機関にお尋ねください。

また、税制に関する詳細は国税庁 HP を参照ください。

国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp>

お問い合わせ先

年金課 TEL 095-827-3140

共済会館駐車場の利用について

組合員の方が会議・研修等のためにお車で長崎市内へお越しの際は、当会館駐車場を御利用いただけます。

御利用の際は当組合総務課（095-827-3137）へ利用日前日までにお電話にて御予約をお願いします。

予 約 受 付 時 間	利用日前日 の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
利 用 可 能 時 間	午前 8 時 40 分～午後 5 時（時間外の出入不可）
予 約 受 付 の 際 に お 伺 い す る 内 容	①利用日及び利用時間、②所属所、③利用者氏名、④車のナンバー
注 意 事 項	・利用いただけるのは地下駐車場です。<u>出入口の道路は一方通行</u>のため御注意願います。 ・<u>入庫時に駐車場入口のインターホンにて車のナンバーをお知らせください</u>。出庫時は連絡不要です。 ・台数に制限がありますので利用いただけない場合がございます。 ・会議・研修等で複数台の利用が想定される場合は、主催者にて調整いただきますよう御協力をお願いします。 ・無断駐車を確認した場合は次回以降の利用を御遠慮いただきます。